別表六の二（五）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第３項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（五）　特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特別試験研究費の額の合計額 （各連結法人の別表六の二（五）付表「11の計」の合計）	1	円	特別研究税額控除限度額 (5)＋(6)	7	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 （別表六の二（三）「3」）又は（別表六の二（四）「3」）	2		調整前連結税額 （別表一の二（一）「2」、別表一の二（二）「2」又は別表一の二（三）「2」）	8	
差引対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3		当期税額基準額 $(8)\times\frac{5}{100}$	9	
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 （(3)と別表六の二（五）付表「3」のうち少ない金額）	4		当期税額控除可能額 （(7)と(9)のうち少ない金額）	10	
税額控除割合が30％である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $(4)\times\frac{30}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（二十二）「12の②」）	11	
同上以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額 $((3)-(4))\times\frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (10)－(11)	12	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）